

## 船橋市プレイワーカー研修費用助成事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市のプレーパークを実施するためのプレイワーカー研修を修了し、かつ船橋市プレーパーク支援事業補助金交付要綱（以下「支援事業補助金要綱」という。）に基づくプレーパークを実施する団体に所属するとともに当該プレーパークに参加する者に対し、船橋市プレイワーカー研修費用助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、本市におけるプレーパークの普及及び発展に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) プレーパーク 支援事業補助金要綱第2条第3号に規定するプレーパークをいう。

(2) プレイワーカー 支援事業補助金交付要綱第2条第4号に規定するプレイワーカーをいう。

(3) プレイワーカー研修 プレイワーカーを養成するための実地研修等又はこれと同等の内容であるとして市長が認めるものをいう。

### (交付の要件等) +

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 船橋市民であること。

(2) プレイワーカー研修の修了日が、補助金の申請日の属する年度内かつ申請日以前であること。

(3) 市内に活動拠点があるプレーパークを実施する団体の構成員名簿に登録がされている、もしくは登録の見込みがあること。

(4) 船橋市市税条例（昭和29年条例第30号）に規定する市税に滞納がないこと。補助金の申請をする年度内において、プレイワーカー研修の受講に係る経費について他の助成を受けていないこと。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、プレイワーカー研修に係る受講料とする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費について、別表第1に定める算定基準により算定して得た額の総額とし、当該年度の予算に定める額の範囲内とする。ただし、補助金の交付を受けるプレイワーカー研修1人分につき、6,250円

を上限とする。

- 2 前項の規定による補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、船橋市プレイワーカー研修費用助成事業補助金交付申請書(兼申立書及び個人情報の利用に係る同意書)(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) プレイワーカー研修を修了したことがわかる書類の写し
- (2) プレイワーカー研修に係る受講料の領収書の写し
- (3) 前号の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者がプレイワーカー研修実施主体等に対し、クレジットカード会社を介して補助対象経費を支払う契約を締結した場合は、プレイワーカー研修実施主体等が発行するクレジットカード契約証明書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申請について変更が生じた場合は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(交付決定の通知)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の諾否を決定し、その旨を船橋市プレイワーカー研修費用助成事業補助金承諾(不承諾)決定通知書(第2号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付する旨の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付の目的以外の目的に補助金を使用したとき。
- (3) 船橋市補助金等の交付に関する規則(昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。)及びこの要綱の規定に違反したとき。

- 2 前条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(返還)

第9条 市長は、前条の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、規則第16条の2第1項に基づき、その返還を命ずるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

項目	算定基準
プレイヤー研修費	プレイヤー研修1人分につき、研修に要する費用に2分の1を乗じた額とする。ただし、プレイヤー研修1人分につき6,250円を上限とする。

第1号様式

船橋市プレイワーカー研修費用助成事業補助金交付申請書  
(兼申立書及び個人情報の利用に係る同意書)

船橋市長 あて

船橋市プレイワーカー研修費用助成事業補助金の交付を受けたいので、船橋市プレイワーカー研修費用助成事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補助年度		年度	
申請日		年	月 日
申請者	フリガナ 氏名		
	生年月日	昭・平・令	年 月 日
	住所	(郵便番号 - )	
	電話番号	- -	
申立及び個人情報の利用に係る同意	補助金の交付申請にあたり、以下の事項について申し立てます。 また、個人情報の利用について同意します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本申請の対象となる研修の受講に係る経費について、本申請において申告するもののほか、いかなる助成（本事業による補助を含む。）も受けておらず、また受ける予定でないことを申し立てます。</li> <li>・ 市役所内他課、他関係機関に対し費用の助成に係る確認を行う際に、個人情報を利用することについて同意します。</li> </ul> <p style="text-align: center;">氏 名 _____</p>		
研修の種類			
研修の実施主体			
研修の修了日		年	月 日
補助対象経費		円	
交付申請額		円	

口座振込依頼欄	銀行 信用組合 信用金庫 農協				本店 支店 出張所			
	金融機関コード				支店コード			
	口座種別	普通 当座 その他 ( )			口座番号			
	口座名義人	フリガナ 氏名						

※上記のほか、船橋市指定の相手方登録申請書を記入いただく場合があります。

第2号様式

船橋市プレイワーカー研修費用助成事業補助金承諾(不承諾)決定通知書

船 指令第 号  
年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付けで申請のありました船橋市プレイワーカー研修費用助成事業補助金の交付について、船橋市プレイワーカー研修費用助成事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり通知します。

補助年度	年度
研修の種類	
交付の諾否	
否の場合の理由	
交付申請額	
補助金交付決定額	
その他	

船橋市プレイワーカー研修費用助成事業補助金交付要綱第8条の規定により、以下の場合はこの通知による交付の決定を取り消します。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付の目的以外の目的に補助金を使用したとき。
- (3) 船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。）及び船橋市プレイワーカー研修費用助成事業補助金交付要綱の規定に違反したとき。

また、既に交付した補助金がある場合は、船橋市プレイワーカー研修費用助成事業補助金交付要綱第9条の規定によりその返還を命じます。なお、申請内容に変更が生じた場合は遅滞なく市長に対し届け出を行ってください。